

— 一人親方、事業主の皆さんは特別加入で安心な仕事を —

当社の現場に入場する際、記入して頂いている「新規入場者アンケート」に下記のような項目があることをお気づきだと思います

あなたの雇用形態 (該当に○)	私の所属している会社は _____ 次)です(1次から数えて____次) ・私は所属会社から賃金を受け取っている <u>従業員(労働者)</u> です ・私は <u>一人親方・事業主</u> です ⇒ 労災の特別加入は <u>加入済・未加入</u> ← いずれかに○を記入 加入団体名 _____ 番号 _____ ※保険未加入者は入場禁止
--------------------	---

この欄は、「現場で働く人すべてに、労災保険を掛けてもらうため」の確認欄です。

現場で業務中に怪我を負えば、本人の過失を問わず労災により補償を受けられますが、ただし“労災”の名前の通り、補償の対象が「労働者」に限られるのは御存知の通りです。一人親方と中小事業主の方が、現場で業務中に災害に遭っても、「労働者」に該当しないため、**労災保険からの補償は受けることができません。**

一人親方 …………… 請け負った仕事を一人(もしくは家族)で行っている方

中小事業主 …………… 労働者を使用している事業主で自らも現場で施工に携わる方

実際に現場で施工に従事していながらも、労災の補償が受けられないことに矛盾を感じますが、現在の制度では「特別加入」に自ら任意で加入する以外、政府の労災補償を受ける方法はありません。

また、当社では労災互助会を運営し、上乘せ労災補償制度を設けていますが、この保険の補償対象者もまた、“一人親方、事業主については「特別加入済者」”の条件がついています。

つきましては、現場に携わる方全員が「安心して働くために」、労災保険の被対象者以外の方は特別加入をお願いいたします。(加入手続きについては最寄の労働基準監督署へ)

ただし、全ての一人親方、事業主の方が特別加入に入れるとは限りません、職種によっては監督署での加入を断られた事例があります(県内に業者数の少ない職種は断られるそうです) 特別加入に加入できない職種の方は、大変申し訳ありませんが、民間の傷害保険への加入をお願いいたします、なおこの場合、政府労災と同等の補償内容を持つ保険への加入が望ましいです。(治療費は全額補償、後遺傷害年金付き、死亡時遺族補償付き、休業補償は任意)

新発田建設の安全ルール

§.業務中の万が一の災害に備え、安心して仕事ができるように全ての人が補償を受けられる環境を備えておきましょう。

ルールの趣旨をご了解いただき、各社ご協力をお願いいたします。

※特別加入制度、並びに加入方法、任意保険への加入等については労務安全部までお問合せください